

低所得の子育て世帯を対象に 今年度も給付金を支給しています

子育て世帯生活支援特別給付金

次のいずれかに該当する世帯のお子さまお一人につき **5万円**



ひとり親世帯

○令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

○公的年金などを受給していることにより、児童扶養手当を受給していない方

○新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準になっている方



ひとり親世帯以外

○令和4年4月～令和5年3月のいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（公務員除く）

○公務員で上記に該当する方
○高校生世代を養育し、住民税非課税の方

○新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税である者と同様の事情があると認められる方

申請は不要です。

各手当の振込口座に支払済または支払予定

給付金を受け取るには申請が必要です。

申請書類・期限はお住まいの市町村へお問い合わせください

※いずれかの対象で支給を受けた方は、他の対象での支給は受けられません。

給付金に関するお問い合わせ先

厚生労働省コールセンター

☎ 0120-400-903

受付時間：月～金（祝日を除く）9:00～18:00

詳しくは厚生労働省のサイトをご覧ください。

厚生労働省 子育て世帯生活支援特別給付金



詐欺などにご注意ください

事業に関して行政職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署に連絡してください。

お問い合わせ先 **県地域・家庭福祉課 018-860-1344**

右記2つとも
当てはまる方へ

- ☑ B型肝炎ウイルスに感染している
- ☑ 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ

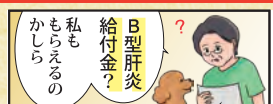
ご存じですか？

B型肝炎 給付金

症状に応じた額の給付金を国から受け取れる可能性があります。対象者から母子感染した方や、すでに亡くなっている対象者のご遺族（相続人）も対象になります。対象かも？と思われた方は、下記の**無料電話相談**にてご確認ください。カルテなどの資料がなくても相談可能です。制度に詳しい弁護士がお答えしますので、お気軽にお電話ください。

無料電話相談 0120-918-862

相談件数 13,400 件以上（令和4年7月末現在）（受付：平日9時～17時30分）



給付金の例	金額
死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3600万円
肝硬変（軽度）	2500万円
慢性B型肝炎	1250万円
無症候性キャリア	50万円

※その他症状に応じて支給されます

